



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会社名 株式会社エス・エム・エス  
代表者名 代表取締役社長 諸藤 周平  
(コード番号：2175 東証第一部)  
問合せ先 経営管理部長 杉崎 政人  
(TEL : 03-6721-2400)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を行う提案を、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会の議案として付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び子会社の事業領域の拡大と事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)において、事業の目的を追加し、併せて規定の整理及び号数の変更を行います。(変更案第 2 条)
- (2) 業容の拡大に伴い、現行定款第 3 条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更いたします。(変更案第 3 条)
- (3) 当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成 25 年 2 月 22 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、1 株を 200 株に分割する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)の変更及び第 6 条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。上記の変更に伴い、変更案第 7 条(単元未満株式についての権利) および第 8 条(単元未満株式の買増し)を新設し、現行定款第 7 条以下について、条数の繰下げを行います。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7. (省略)</p> <p>8. 介護・医療・経営・人事・教育・IT ・市場調査・資産運用およびその他に関するコンサルティング</p> <p>9～10. (省略)</p> <p>11. 食料品、飲料、日用品、服飾品、雑貨、機械・器具、電気製品等の輸出入、卸売および販売ならびにこれらの仲介</p> <p>12～17. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>18. (省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7. (現行どおり)</p> <p>8. 介護・医療・経営・人事・教育・IT ・市場調査・資産運用およびその他に関するコンサルティングならびに<u>営業代行</u></p> <p>9～10. (現行どおり)</p> <p>11. 食料品、飲料、日用品、服飾品、雑貨、機械・器具、電気製品、<u>医薬品、医療機器、医療消耗品、介護用品等の製造、輸出入、卸売および販売ならびにこれらの仲介</u></p> <p>12～17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>19. 介護保険法に基づく訪問介護事業</u></p> <p><u>20. 介護保険法に基づく通所介護事業</u></p> <p><u>21. 旅行業および旅行業者代理業</u></p> <p>22. (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

(新設)	<p><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元未満株式となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>
第7条～第48条 (条文省略)	第9条～第50条 (条文現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 6 月 21 日 (金)

定款変更の効力発生予定日 平成 25 年 6 月 21 日 (金)

以 上